

○ニセコ町個人情報保護条例

平成10年9月25日

条例第18号

改正 平成12年3月21日条例第10号

平成12年6月21日条例第36号

平成12年12月27日条例第44号

平成16年3月15日条例第13号

平成18年3月22日条例第6号

平成21年3月19日条例第4号

平成23年6月27日条例第10号

平成27年9月18日条例第10号

平成28年3月14日条例第8号

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い(第6条—第10条)

第2節 個人情報の開示の請求等(第11条—第27条)

第3節 審査請求(第28条—第31条)

第3章 個人情報保護審査会(第32条—第42条)

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第43条—第48条)

第5章 補則(第49条—第54条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町の保有する個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の開示、訂正及び削除を請求する個人の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めることにより、基本的人権の擁護を図り、もって公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

(2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(4) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(5) 文書等 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては、認識することのできない方式で作られた記録をいう。)その他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類するものをいう。

(6) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。
(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護に関し必要な施策を講ずるとともに、個人情報の保護に関する町民及び事業者への意識啓発に努めなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する町の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、当該他人の権利及び利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(適用上の注意)

第5条 この条例の適用に当たっては、事業者及び町民の権利と自由を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときには、あらかじめ次の事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届出のあった事項を変更又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。

3 町長は、実施機関から前2項に規定による届出を受けたときは、当該届出のあった事項について、速やかに一般の縦覧に供しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、町の職員又は職員であった者に関する事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人(本人が成年被後見人の場合にあつては、法定代理人。第8条第1項第1号において同じ。)の同意があるとき。
- (2) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。
- (3) 第8条第1項第5号の規定に基づき他の実施機関から提供を受けるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 個人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (6) 所在不明、心神喪失等の事由により本人から収集することができない場合であつて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

- 3 実施機関は、前項第7号の規定による認定をするときは、当該認定について、あらかじめニセコ町個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴かななければならない。
 - 4 実施機関は、第2項ただし書の規定により個人情報を本人以外から収集したときは、その旨及び次に掲げる事項を町長に届け出るとともに、一般の縦覧に供しなければならない。
 - (1) 収集の目的
 - (2) 本人以外から収集した理由
 - (3) 収集した個人情報の項目
 - 5 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。
 - (1) 思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報
 - (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
 - 6 第3項の規定は、前項ただし書の規定による認定について、準用する。

(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)
- 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を実施機関の内部において利用(以下「目的外利用」という。)し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づくとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 同一の実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の遂行に必要かつ不可欠のものであり、かつ、当該利用若しくは提供によって本人又は第三者(本人以外の者をいう。以下第12条、第17条及び第28条から第30条までにおいて同じ。)の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項第6号の規定による認定をするときは、当該認定について、あらかじめ審査会の意見を聴かななければならない。

- 3 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合においては、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。
- 4 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にあるものに限る。)を用いて、個人情報を提供してはならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 3 第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(適正管理)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次項において同じ。)を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、前項の目的を達成するため、個人情報の漏えい、滅失、改ざんおよび損傷等(以下「漏えい等」という。)を防止する等必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の目的を達成するため、保有する必要がなくなった個人情報につい

て、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保存されることとなる個人情報については、この限りでない。

(委託の措置)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部の処理を委託しようとするときは、委託に関する契約書に個人情報の漏えい等の防止に関する事項、契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するものとし、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 個人情報の開示の請求等

(開示請求)

第11条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含み、第6条第4項に規定する事務に係るものを除く。

第20条第1項及び第25条第1項において同じ。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 次の各号に掲げる者(第2号を除き、以下「代理人」という。)は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 自己に係る個人情報(特定個人情報を除く。)

(2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る特定個人情報

(開示してはならない個人情報)

第12条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条から第19条までにおいて同じ。)については、当該個人情報の開示をしてはならない。

(1) 法令等の規定により、本人に開示することができない個人情報

(2) 第三者に関する情報が含まれる情報であつて、開示することにより、当該第三者の正当な権利又は利益を害するもの

(開示しないことができる個人情報)

第13条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、当該個人情報の開示をしないことができる。

- (1) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人に知らせないことが適当であると認められるもの
- (2) 開示することにより、個人の生命、健康、生活又は財産の保護その他公共の安全と秩序維持に支障が生じるもの
- (3) 町の機関が国及び地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)の機関と協力して行う事務又は町の機関が国等の機関から依頼、協議等を受けた事務に関する個人情報であって、開示することにより、その協力関係に著しい支障が生じるおそれのあるもの
- (4) 町の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の実施の目的を失わせ、又は当該事務の円滑な実施に著しい支障があるおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上開示しないことが適当であると認められる個人情報

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前項第5号に規定する個人情報であると認めようとするときは、当該事項について、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。
(部分開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次に掲げる個人情報が記録されている場合において、その部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離によって開示の趣旨が損なわれないと認めるときは、その部分を除いて、当該個人情報の開示を行わなければならない。

- (1) 第12条第1号又は第2号のいずれかに該当する個人情報
- (2) 前条第1項各号のいずれかに該当する個人情報で、当該個人情報が記録されていることによりその記録されている個人情報について個人情報を開示しないこととされる個人情報

(開示請求の方法)

第15条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 開示請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、実施機関に対し、当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定)

第16条 実施機関は、前条第1項の規定による開示請求があったときは、当該請求があった日から起算して15日以内に、開示を行うかどうかの決定を行わなければならない。

- 2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の決定を行ったときは、開示請求者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

- 4 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないこととする旨の決定を行ったときは、同項に規定する書面にその理由を付記し、併せて開示請求者に説明しなければならない。

- 5 第1項に規定する期間(第2項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)内に、実施機関が開示を行うかどうかの決定を行わないときは、開示請求者は、開示をしないこととする決定があったものとみなすことができる。

(第三者に対する意見の聴取)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、第三者に関する情報が記録されているときは、前条第1項の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、当該第三者が意見を述べる機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている個人情報であって第13条第1項各号のいずれかに該当するものについて、当該第三者に関する情報を有する部分を含む個人情報を開示する旨の決定をしようとするときは、前項の規定にかかわらず、前条第1項の決定をする前に、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、当該第三者が意見を述べる機会を与えなければならない。

- 3 実施機関は、第三者が前2項の規定に基づき当該第三者に関する情報を有する部分を含む個人情報を開示することに反対の意見を述べた場合において、当該部分を含む個人情報を開示する旨の決定をするときは、当該決定の日と開示を実施する日の間に少なくとも2

週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該決定後直ちに、当該意見を述べた者に対し、当該決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示請求に係る個人情報が存在しない場合の手続)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しないときは、開示請求があった日から起算して15日以内に、当該個人情報が不存在であることを理由として開示をしない旨の決定をしなければならない。

2 第16条第2項から第5項までの規定は、前項の決定について準用する。

(開示の実施)

第19条 実施機関は、第16条第1項の規定により個人情報を開示する旨の決定を行ったときは、開示請求者に対し、速やかに個人情報の開示を行わなければならない。

2 前項の規定による開示は、開示請求に係る個人情報の閲覧若しくは写しの交付又は当該開示に係る個人情報を記録する文書等の性質に応じて、実施機関が定める方法により行う。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報を開示することにより、当該個人情報を記録した文書等を汚損させ、又は破損させるおそれがあるとき、第14条の規定による開示を行うときその他合理的な理由があるときは、当該文書等を複写又は当該文書等から出力若しくは採録したものにより、個人情報の開示を実施するものとする。

4 個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所で行うものとする。この場合において、実施機関は、開示を受ける者の利便を考慮して当該日時及び場所を指定するものとする。

(訂正等の請求)

第20条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)について、事実の誤りがあると認めるときは、当該個人情報の訂正又は削除(以下「訂正等」という。)の請求をすることができる。

2 第11条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の実施)

第21条 実施機関は、前条第1項の規定による請求(以下「訂正等の請求」という。)があった場合において、当該訂正等の請求に係る事項について事実の誤りがあるときは、速やかに当該誤りについて訂正等を行わなければならない。ただし、訂正等について他の法令等に特別の定めがあるとき、又は実施機関に当該訂正等の権限がないときは、訂正等を行う

ことができない。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により当該訂正等の権限を持たない場合は、当該訂正等の権限を有する機関に対し、当該訂正等について要請するものとする。

(訂正等の請求の方法)

第22条 訂正等の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求に係る個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の箇所及びその内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正等を求める内容が事実合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

- 3 第15条第2項の規定は、訂正等の請求をしようとする者について準用する。

(訂正等の請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、前条の規定による訂正等の請求があったときは、当該請求があった日から起算して30日以内に、訂正等を行うかどうかの決定を行わなければならない。

- 2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等の請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の決定を行ったときは、訂正等請求者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

- 4 実施機関は、前項の場合において、訂正等をしない旨の決定を行ったときは、前項に規定する書面にその理由を付記し、併せて訂正請求者に説明しなければならない。

- 5 第16条第5項及び第17条の規定は、訂正等の請求に対する決定について準用する。

(訂正等の通知)

第24条 実施機関は、第21条第1項本文の規定に基づき訂正等を行ったとき、又は同条第2項の規定により当該訂正等の権限を有する機関に対し当該訂正等について要請したときは、訂正等請求者に対し、速やかに当該訂正等の内容又は要請の内容を書面により通知しなければならない。

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第24条の2 実施機関は、訂正等に対する決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(是正の申出)

第25条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報の取扱いが、この条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、当該個人情報の取扱いの是正を申し出ることができる。

2 第11条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

(是正の申出の手續等)

第26条 前条第1項の規定による申出(以下「是正の申出」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 是正の申出に係る個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の箇所及び内容並びに是正を求める取扱いの内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第15条第2項の規定は、是正の申出をしようとする者について準用する。

3 実施機関は、是正の申出があつたときは、速やかに当該是正の申出に対する処理を行い、当該是正の申出をした者に対し、当該処理の内容(当該是正の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあつては、その内容及び理由を含む。)を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、前項の場合において、是正の申出の内容を勘案して必要があると認めるときは、当該是正の申出に対する処理について、審査会の意見を聴くことができる。

(手数料等)

第27条 個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の開示及び訂正等並びにその取扱いの是正に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求者が、個人情報の写しの交付又は送付を求めたときにおける当該個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

3 町長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則に定めるところにより前項の費用を免除することができる。

第3節 審査請求

(審査請求)

第28条 第16条第1項、第18条第1項又は第23条第1項の決定(以下「開示決定等」という。)について行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。

- (1) 当該審査請求が明らかに不適法である場合
- (2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この号において同じ。))の全部を開示する旨の決定及び訂正等の請求に係る個人情報の請求の内容に沿った訂正等の決定を除く。以下この号及び第30条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について第17条第1項又は第2項(第23条第5項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づき第三者が開示に反対する旨の意見を述べているときを除く。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第28条の2 開示決定等又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

(諮問をした旨の通知)

第29条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、審査会に諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 開示請求者又は訂正等請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 第17条第1項又は第2項の規定に基づき開示に反対する旨の意見を述べている第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第30条 第17条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 同項の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該決定に係る個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この号において同じ。)を開示する旨の裁決(第三者である

参加人が当該個人情報の開示に反対する旨の意見を述べている場合に限る。)

(諮問に対する答申の尊重)

第31条 第28条の規定により諮問をした実施機関は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決を行わなければならない。

第3章 個人情報保護審査会

(設置)

第32条 この条例の規定により実施機関に対して意見を述べ、第28条の規定による実施機関の諮問に応じて行う審査請求についての審査を行い、その他個人情報の保護に関する調査審議をするため、ニセコ町個人情報保護審査会を設置する。

(組織)

第33条 審査会は、委員5人で組織する。

- 2 委員は、個人情報の保護に関し識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 審査会の庶務は、総務課において行う。

(会長及び副会長)

第34条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第35条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 審査会は、次条第1項に関するものその他その審議する内容が公開することに適さないと思われるものを除き、その会議を公開するものとする。

(審査請求における審査会の調査権限)

第36条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示請求、訂正等の請求又は是正の申出に関する個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下こ

の項において同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、審議の内容が開示請求に係る審査請求に関するときは、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報の開示を請求することができない。

- 2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示請求、訂正等の請求又は是正の申出に係る個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法に分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、第28条の規定による諮問に係る事案の審議を行うために必要があると認めるときは、審査請求人、参加人、実施機関の職員その他関係者(以下「審査請求人等」という。)から意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第37条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第38条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第39条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者(行政不服審査法第33条第3項に規定する第三者をいう。)の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 3 第27条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による写しの交付について準用する。

(諮問に対する答申)

第40条 審査会は、実施機関に対し、書面により、第28条の規定による諮問があった日か

ら起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

2 前項の規定による答申書には、次の各号に掲げる事項について記載するほか、当該審査請求に関連した個人情報取扱事務その他の個人情報の保護に関する施策についての意見を付すことができる。

(1) 当該審査請求に対して実施機関がなすべき裁決の種類及びその理由

(2) 答申の内容について少数意見があるときは当該少数意見

3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、速やかに答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表しなければならない。

(諮問に対する意見を述べるための審査会の調査等)

第41条 審査会は、この条例の規定に基づき実施機関に対して意見を述べるため、その他個人情報の保護に関して必要があると認めるときは、実施機関に対し、資料の提出を求め、その職員から意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。

2 審査会は、個人情報の保護に関する制度の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、当該制度に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

(会長への委任)

第42条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(事業者の責務)

第43条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を取り扱うときは、基本的人権を尊重して個人情報の保護の重要性を認識するとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

(指導及び助言)

第44条 町長は、事業者に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うものとする。

(説明又は資料の提出)

第45条 町長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第46条 町長は、事業者が個人情報に不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

2 町長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第47条 町長は、事業者が第45条の規定による要求に正当な理由なく応じないとき、又は前条の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者にその内容を書面により通知して意見を述べる機会を与えるとともに、当該意見を述べる機会を与える手続を経た上で、当該公表について、審査会の意見を聴かなければならない。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第48条 町長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。

第5章 補則

(苦情の処理)

第49条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

2 町長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、当該事業者に対し、適切かつ迅速にこれを処理するよう助言又は指導を行うものとする。

3 町長は、前項の規定による処理のために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

(町長の調整)

第50条 町長は、町長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関して報告を求め、又は助言することができる。

(出資法人等の責務)

第51条 町が出資している法人及び団体であって、当該出資法人等の資本金、基本財産又はこれらに類するものの2分の1を超える額を町が出資しているもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の規定に基づき実施機関が行う個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護に関する施策に留意し、個人情報

の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(指定管理者に関する特例)

第51条の2 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が同法第244条第1項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理を行うに当たって個人情報(当該指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって個人情報(当該指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって保有するものに限る。)以下この条において同じ。)を取り扱う場合については、第2章第1節の規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「あらかじめ」とあるのは「当該指定管理者を指定した実施機関(以下「指定実施機関」という。)を通じて、あらかじめ」と、第6条第2項及び第7条第3項並びに第8条第2項中「あらかじめ」とあるのは「指定実施機関を通じて、あらかじめ」と、第7条第2項第7号及び第5項並びに第8条第1項第6号中「実施機関が認めるとき」とあるのは「指定実施機関が認めるとき」と、第8条第4項中「実施機関以外」とあるのは「実施機関及び指定管理者以外」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する場合において、指定実施機関が当該指定管理者の行う個人情報取扱事務について、第7条第3項若しくは第6項、又は第8条第2項の規定により既に審議会の意見を聴いているときは、前項の規定により読み替えて準用するこれらの規定により審議会の意見を聴いたものとみなす。

3 第1項に規定する場合における第1章第2節の規定の適用については、第11条第1項及び第20条第1項並びに第25条第1項中「実施機関に対し、当該実施機関が」とあるのは「指定実施機関に対し、当該指定管理者が」と、第15条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第16条第1項中「以内に」とあるのは「以内に、指定管理者から当該開示請求に係る個人情報の提供を受けて、」と、第22条第1項及び第2項並びに第26条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第24条中「訂正等を行った」とあるのは「訂正等を指定管理者に行わせた」とする。

(他の制度との調整)

第52条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、当該目的のために管理されている図書等に記録されている個

人情報

- 2 法令等(ニセコ町情報公開条例(平成10年条例第17号)を除く。)の規定により、個人情報(特定個人情報を除く。)の開示又は、個人情報(特定個人情報を含む。)の訂正等その他個人情報の取扱いに関する手続の定めがあるときは、その定めるところによる。

(運用状況の公表)

第53条 町長は、毎年度終了後3ヶ月以内にこの条例の運用状況について、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(実施機関への委任)

第54条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集若しくは利用又は提供は、この条例の施行の日以後においては、この条例の規定により行われたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報に係る個人情報取扱事務に関する第6条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときには、あらかじめ」を「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」とする。

(ニセコ町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 4 ニセコ町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例(平成9年ニセコ町条例第17号)は、廃止する。

附 則(平成12年3月21日条例第10号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月21日条例第36号)

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成12年12月27日条例第44号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成16年3月15日条例第13号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月22日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月19日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月27日条例第10号抄)

- 1 この条例は、平成23年6月27日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例、ニセコ町総合計画策定審議会条例、ニセコ町個人情報保護条例の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成27年9月18日条例第10号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。ただし、第24条の次に1条を加える改正規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成28年3月14日条例第8号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。